

守山市教育情報化推進支援業務 仕様書

1 名称

守山市教育情報化推進支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本市における教育情報化の推進を図るため、本市の ICT 教育環境の活用に関する全般的な支援業務を行う。

本市における主な ICT 教育環境としては以下のとおりである。

- ・校務用端末および校務支援システム（R2 導入。Windows 端末約 600 台）
※R7.1 から環境更新に伴い、端末およびシステムの入替予定。
- ・学習用端末（R2 導入。クロムブック端末約 9,000 台）
- ・無線接続環境（R2 導入。無線 AP 約 500 台）

3 履行場所

市立小中学校および守山市役所

4 履行期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで（36 か月）

5 業務概要

(1) ICT 教育環境の活用に関する全般的な支援業務

ア 勤務時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで（7 時間/日）

イ 体制：1 名以上

※やむを得ない理由により出勤ができない場合は、同一月内において勤務時間を調整すること。

(2) 作業報告書の提出

対応等をまとめた作業報告書（各月）を毎月末後、速やかに発注者に提出すること。

各報告書の様式は、別途発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

翌月に報告書を基にした定例月会議で説明をすること。

6 支払い方法

本業務の委託料は毎月払いとし、作業報告書検査の結果、良好であることが確認された場合には速やかに本業務にかかる当該月分の請求を行うものとする。支払いについては検査完了後、適正な請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

7 業務内容

主な業務は以下のとおりである。なお、別途保守契約をしている窓口があるため、必要に応じて保守業者とともに課題解決を進めること。

(1) 学校現場における支援

主として教職員に対する技術的および活用支援

ア 教員への技術的支援

- ・オンライン授業など授業で ICT を活用する際の準備、片付け
- ・課題の聞き取り、相談からの技術的支援

イ 破損、故障時の一時切り分けおよび修理対応

- ・端末などの ICT 機材が破損または故障時の状況確認
- ・ヘルプデスクまたは購入業者への修理依頼

ウ 端末、大型ディスプレイ等の ICT 機材管理

- ・児童生徒用端末の貸出状況、修理状況の管理

エ 各種システムの児童生徒アカウント管理

- ・Google、学習ポータル (L-gate)、デジタルドリル等、児童生徒が利用するサービスのアカウント管理 (転入出対応、追加削除等)

オ デジタルドリル、デジタル教科書、MEXCBT 等の運用支援

- ・導入支援、操作説明、活用に向けたマニュアル作成等

カ その他業務

- ・その他学校長が必要とする業務については、協議の上実施する。

(2) 守山市役所 (教育委員会事務局学校教育課) での支援

主として指導主事および行政職に対する管理的業務支援

ア 端末、ネットワーク、ICT 機材の破損、修繕、障害等の状態確認

- ・状態を確認し、必要に応じてヘルプデスク等と連携し、解決に向けて取り組む

イ 校務系、学習系端末管理

- ・所在の確認。児童生徒の転入出などによる端末の配備

ウ 端末設定作業

- ・学習用端末への設定 (主として管理コンソールを使用)
- ・校務用端末への設定 (遠隔支援ツールの使用または現地対応)

エ 児童生徒 google アカウントの管理

- ・転入生などによる追加、変更等 (管理コンソールを使用)

オ 児童生徒、教員の年度更新作業

- ・年度更新に伴うアカウント管理や端末の再配置など各学校とヘルプデスク間の調整等を行う

カ Web フィルターの管理

- ・ホワイト、ブラックリストの登録 (管理コンソールを使用)

キ 各種システムの管理

- ・校務支援システム (Te-compass)、google workspace、L-GATE、M365 等、必要に応じてヘルプデスク等と連携し、適切管理を実施する

ク その他業務

- ・その他教育委員会が必要とする作業については、協議の上実施する。

(3) 連絡事務

受注者は、第5項に定める勤務時間内において、発注者および学校と連絡（電話・メール）が可能な状態とすること。

(4) その他

- ア 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備、および緊急時対応マニュアルを作成すること。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。
- イ 発注者において、発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。

8 業務実施上の留意点

(1) 受注者の義務

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、各種関係法令および本仕様書を遵守し、本業務の目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。

(2) 実施体制

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、業務の責任者と副責任者を明確にすること。

(3) 機密の保持

本業務の受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること

(4) 協議

本業務の受注者は、本業務の実施に際して詳細な事項、本仕様書に記載のない事項および作業内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。

(5) 著作権

本業務で作成された文書および映像資料の著作権は、特別に定めのない限り、発注者に帰属するものとする。

(6) 守秘義務

受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

9 その他留意事項

本仕様書および業務について疑義が発生した場合、双方の協議上決定する。

10 業務場所詳細

本事業の実施場所は、下表の小学校 9 校、中学校 4 校および市役所の計 14 箇所とする。

| 項番 | 施設名 | 所在地 | 電話 | |
|----|-----|---------|----------------|----------|
| 1 | 小学校 | 守山小学校 | 勝部一丁目 13-1 | 582-2424 |
| 2 | | 物部小学校 | 二町町 252 | 583-9595 |
| 3 | | 吉身小学校 | 吉身三丁目 2-26 | 583-2386 |
| 4 | | 立入が丘小学校 | 立入町 222 | 581-0081 |
| 5 | | 小津小学校 | 欲賀町 853 | 585-0138 |
| 6 | | 玉津小学校 | 赤野井町 9-1 | 585-0008 |
| 7 | | 河西小学校 | 小島町 1843 | 582-2174 |
| 8 | | 速野小学校 | 木浜町 112 | 585-1014 |
| 9 | | 中洲小学校 | 幸津川町 1406 | 585-2040 |
| 10 | 中学校 | 守山南中学校 | 古高町 357 | 583-5900 |
| 11 | | 守山中学校 | 石田町 350 | 585-0321 |
| 12 | | 守山北中学校 | 荒見町 235 | 585-3851 |
| 13 | | 明富中学校 | 水保町 3045-1 | 585-7262 |
| 14 | - | 守山市役所 | 吉身二丁目 5 番 22 号 | 582-1141 |

※ 所在地は全て守山市、電話番号の市外局番は「077」。